

東京地裁、昭和四八年(行ウ)第九二号、四九・三・一二判決
(判 決)

| | |
|-----|----------------|
| 原 告 | 株式会社日本メール・オーダー |
| 被 告 | 東京都地方労働委員会 |
| 参加人 | 全日本商業労働組合 |

(主 文)

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

(事 実)

第一 当事者の求める裁判

一 原告

(一) 参加人を申立人、原告を被申立人とする都労委昭和四八年(不)第三号事件につき、被告が同年五月八日付でした別紙命令書(以下「命令書」という。)記載の命令(以下「本件命令」という。)を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告

主文同旨

第二 請求原因

一 本件命令

参加人は被告に対し、原告を被申立人として、命令書理由第 2・1・(1)記載のとおり救済命令を求める申立てをした。被告は昭和四八年五月八日付で命令書記載のとおりの本件命令を発し、この命令書写は同月一九日原告に交付された。

二 本件命令の違法性

本件命令は、原告が、昭和四七年年末一時金(以下「本件一時金」という。)につき、同年一二月一日参加人の日本メール・オーダー分会(以下「分会」という。)に対してした上積み回答に付していた「組合は生産性向上に協力すること」との前提条件に固執して分会と妥結せず、分会所属の組合員に対し本件一時金を支給しなかったことをもって不当労働行為であるとしているが、これは事実の認定および法令の適用を誤ったもので違法である。また、本件命令は、命令書主文記載のとおり分会所属の組合員に対する本件一時金の支給を命じているが、これは被告の権限を逸脱し、本来救済命令として命ずることができないことを命ずるもので違法である。よって、本件命令の取消しを求める。

三 本件一時金に関する交渉経過等

(一) 命令書理由第 1 記載事実の適否

1 1 記載事実について

- (1) (1)記載事実のうち、本件命令が発せられた昭和四八年五月八日当時における分会所属の組合員数は知らない。その余の事実は認める。
- (2) (2)記載事実のうち、昭和四八年五月八日当時における原告の従業員数は否

認する。その余の事実は認める。

同日当時における原告の従業員数は二三一名である。

- (3) (3)記載事実のうち、昭和四八年五月八日当時における日本メール・オーダー労働組合(以下「JMO労組」という。)所属の組合員数は否認する。その余の事実は認める。

同日当時におけるJMO労組所属の組合員数は一五〇名である。

2 2 記載事実について

- (1) (1)記載事実は認める。

原告が昭和四七年十一月二四日の分会との第一回団体交渉において呈示した本件一時金についての回答額は、同月二二日にJMO労組に呈したそれと同一のものであって、昭和四六年の営業収益に対する昭和四七年のその伸長率を昭和四六年における賃金および一時金の総支給額に乗じて得た金額から導いたものがあり、したがって、これは、昭和四七年の営業実績を土台にする限り、原告として支給し得る限度一杯のものであった。そして、原告は右団体交渉において分会に対しその旨説明した。

- (2) (2)記載事実のうち、原告が、昭和四七年一二月一日の分会との第二回団体交渉において、本件一時金について二つの前提条件を付したうえ金三、一〇〇円の上積み回答をし、その後「会社玄関ドアガラスの破損弁償金七、五〇〇円の支払いをすること」との前提条件を撤回したこと、これに対し、分会が、原告の回答のうち、本件一時金の額とその査定部分の割合については同意の意向を示したが、「組合は生産性向上に協力すること」との前提条件については拒否の態度をとり、原告がこの前提条件は右回答と不可分一体のものであると主張したこと、このようなことから、原告と分会とが本件一時金につき妥結するに至らなかったことは認める。その余の事実は否認する。

原告が分会に対して、右のとおり、本件一時金につき「生産性向上についての協力」という前提条件を付した上積み回答をしたのは、後述のような事情からである。そして、原告は団体交渉等において分会に対し、このような事情からして右前提条件は金三、一〇〇円の上積みの大前提たるもので、健全な会社経営の発展のために必要不可欠のものであることを再三説明するとともに右前提条件の内容についても、「時間中、指示命令に服して一生懸命に働くことである」と説明してきた。

- (3) (3)記載事実は認める。

原告が昭和四七年十一月二二日JMO労組に、また同月二四日分会にそれぞれ呈示した本件一時金についての回答額は、前述のとおり、同年の営業実績を土台にする限り、原告として支給し得る最大限度のものであった。ところが、この回答額について、主としてJMO労組が強い不満を示した。そして、JMO労組は、原告の生産性向上については、従来より協力してきたし将来においても一層の努力を払うから、原告もこれに報いるべきであると主張して、ストライキをも辞さないとの構えで回答額の上積みを強く要求してきた。そのため、原告はJMO労組に対し、やむを得ずこの回答額について再検討することを約

した。そこで、原告は従業員の生産性向上に対する一層の努力に期待し、これにより見込まれる翌昭和四八年の営業成績の向上を基礎に回答額の上積みを検討したところ、従業員が生産性向上に協力するとの約束のもとに一生懸命に励めば、従来の営業成績からして一〇パーセント程度の生産性上昇が見込まれ、これに売上高の増加を考慮すれば、従業員一人あたり金三、一〇〇円の上積みが可能であるとの結論に達した。このような事情から、原告は昭和四七年一月二八日 JMO 労組に対し、「生産性向上についての協力」という前提条件を付した金三、一〇〇円の上積み回答をするとともに、労働条件の画一性を崩さない趣旨から、同年一月一日分会に対しても、ドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件を除いてはこれと同一の回答をした。

(二) 不当労働行為の不成立

- 1 本件のように、会社が、その会社内に存在する二つの労働組合からそれぞれ共通の要求を受け、これに対して同一の回答を呈示したところ、一方の労働組合はこの回答を受け入れて会社と労働協約を締結したが、他方の労働組合はこれを不満として会社と労働協約を締結するまでに至っていないというような場合、その結果として両組合所属組合員間に労働条件について差異を生じ、前者の労働組合所属組合員が後者の労働組合所属組合員より有利な取扱いを受け、その反面後者の労働組合所属組合員が前者の労働組合所属組合員より不利益な取扱いを受けることになったとしても、これをもって会社が後者の労働組合所属組合員を前者の労働組合所属組合員よりも不当に差別するものであるとか、後者の労働組合の運営を支配し、もしくはこれに介入するものであるとして、不当労働行為であるということとはできない。それは憲法や労働組合法によって団結権、団体交渉権および団体行動権を保障された後者の労働組合がこれらの権利を行使してなしたところの自由意思に基づく選択の結果にほかならないからである。
- 2 原告は分会および JMO 労組に対し、本件一時金について、「生産性向上についての協力」という前提条件を付した同一の上積み回答をした(分会に対するそれに付したドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件はその後撤回した。)。しかし、JMO 労組はこれを受け入れて、昭和四七年一月三〇日原告と労働協約を締結したが、分会は「生産性向上についての協力」という前提条件を受け入れることはできないとして、この前提条件の維持を主張する原告と妥結するに至らなかったのである。それに、原告が上積み回答に右前提条件を付したことは合理的理由があるし、右前提条件の内容それ自体も合理的なものである。そして、原告は分会に対し、右前提条件を付した事情や右前提条件の内容について説明もした。したがって、分会が右前提条件を受け入れることに別段支障はなかったはずである。また、原告が右前提条件を維持しようとしたのは、これを付した事情もさることながら、既に原告との間に右前提条件を付した上積み回答どおりの労働協約を締結するに至っていた JMO 労組と同一の取扱いをしようとしたためである。そうすると、原告が右前提条件の維持を主張して、本件一時金について分会と妥結せず、分会所属の組合員に対し本件一時金を支給しなかったとしても、それは分会の自由意思に基づく選択の結果にほかならないものであるから不当労働

働行為を構成しない。

四 本件一時金の支給を命ずることの違法性

本件命令は、次の点において、被告の権限を逸脱し、本来救済命令として命ずることができないことを命じた違法がある。

- (一) 原告は、分会との合意の成立がない限り、分会所属の組合員に対する本件一時金の支払いを義務づけられる法律上の理由はない。したがって、被告といえども、原告と分会との間に合意の成立がない以上、分会所属の組合員に対する本件一時金の支払いを原告に命ずることはできないものである。
- (二) 不当労働行為制度の目的は自由対等な団体交渉が可能な状態への回復あるいは地ならしにあり、そのために自由な団結と争議行為に加えられた使用者による不公正な圧迫の排除と、閉ざされた団体交渉への門戸の解放をしようとするものである。不当労働行為制度の右目的からすれば、被告は、本件一時金問題のような本来労使双方の合意によって処理されるべき問題については、本件命令のような直接合意の内容を決定づける救済命令を発することは許されず、たかだか団体交渉の自由対等性を回復させ、使用者がかたくなに閉ざしている団体交渉の門戸を開かせるに足りる救済の措置、すなわち本件についてみれば、原告に対し「生産性向上についての協力」という前提条件に固執することなく分会との団体交渉に臨まなければならないことを命じ得るにとどまるものである。
- (三) 本件命令は、「生産性向上についての協力」という前提条件なしに分会所属組合員に対する本件一時金の支給を命じている点において、JMO労組との間にこの前提条件を含んだ労働協約を締結している原告に対し、JMO労組との関係において不当労働行為となるようなことを命ずるものであって、被告がこのような救済命令を発することは許されない。

第三 請求原因に対する被告および参加人の答弁

一 第一項について

認める。

被告および参加人は、命令書理由第2・3記載の「支給対象期間は昭和四七年六月一日より同年一二月三〇日までの六か月とする」との部分「支給対象期間は昭和四七年六月一日より同年一二月三〇日までの六か月とする」としたうえ、命令書記載のとおり事実上および法律上の主張をする。

二 第二項について

本件命令が、原告主張のとおり不当労働行為を認定し、その主張のとおり命じていることは認める。その余は争う。

被告が、本件命令において、不当労働行為を認定した理由は、命令書記載のとおりであるし、被告主張のとおり命じていることは、被告の権限を逸脱するものではない。したがって、本件命令は適法である。

三 第三項について

(一) (一)について

- 1 1・(2)後段の事実、1・(3)後段の事実は否認する。
- 2 2・(1)後段の事実のうち、原告がその主張どおり分会に呈示した本件一時金に

についての回答額が、その主張のとおり JMO 労組に呈示したそれと同一のものであったことは認め、その余の事実は否認する。

2・(2)後段の事実のうち、原告が分会との団体交渉において、「生産性向上についての協力」という前提条件の内容につき、時間中指示命令に従って一生懸命働くという趣旨であると説明したことがあることは認め、その余の事実は否認する。

2・(3)後段の事実のうち、原告がその主張の日に JMO 労組に呈示した本件一時金についての回答額に対し、JMO 労組が強い不満を示し、回答額の上積み強く要求したこと、原告がその主張の日に JMO 労組および分会に対し、その主張のとおりの上積み回答をしたことは認める。その余の事実は否認する。

(二) (二)について

1 1の主張は争う。

2 2の事実のうち、原告が分会および JMO 労組に対し、本件一時金について、その主張のとおりの上積み回答をした(分会に対するそれに付されていたドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件はその後撤回した。)こと、JMO 労組がこれを受け入れて、原告主張の日に原告と労働協約を締結したこと、分会が「生産性向上についての協力」という前提条件を受け入れることはできないとして、この前提条件の維持を主張する原告と妥結するに至らなかったこと、原告が分会に対し右前提条件の内容について説明したことがあったことは認める。その余の事実は否認する。

四 四について

争う。

第四 証拠関係

一 被告提出の書証

乙第一号証の一ないし四、第二号証、第三号証の一、同号証の二の一、二、同号証の三、第四号証

二 被告提出の書証の成立に関する原告および参加人の認否乙号各証は認める。

(理 由)

一 本件命令

請求原因第一項の事実と、第二項の事実のうち、本件命令が、原告主張のとおり不当労働行為を認定し、その主張のとおり命じていることは、当事者間に争いない。

二 本件一時金に関する交渉経過等

(一) 命令書理由第 1・1 記載事実は、本件命令が発せられた昭和四八年五月八日当時における分会所属の組合員数、原告の従業員数、JMO 労組所属の組合員数を除いて、当事者間に争いない。弁論の全趣旨によれば、同日当時における分会所属の組合員数は二〇名前後位、原告の従業員数は二三〇名から二四〇名位であり、JMO 労組所属の組合員数は一二〇名を下らないことが認められる。

(二) 当事者に争いない事実と成立に争いない乙第二号証、第三号証の一、同号証の二の二、同号証の三、第四号証ならびに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認め

られる(但し、乙第二、第四号証のうち、後記認定に反する記載部分は信用しない。)

- 1 分会は昭和四七年十一月九日原告に対し、本件一時金について、支給額は基本給の五か月分一律金二〇、〇〇〇円を加えた額(従業員一人平均金二七〇、〇〇〇円)とする、成績査定による支給額の増減は行なわない、との要求を提出し、JMO労組も同日原告に対し、本件一時金についての要求を提出した。
- 2 原告は昭和四七年十一月二二日の団体交渉においてJMO労組に対し、支給額は基本給の三・七か月分(主任以下の従業員一人平均金一九二、一〇〇円)とする、その査定部分の割合は原則として上下二〇パーセントとする。との回答をするとともに、この支給額は昭和四六年の生産性に対する昭和四七年のそのの上昇率一〇・九パーセントを昭和四六年における賃金および一時金の総支給額に乗じて得た金額を基礎に算出したものであり、原告が支給し得る最大限度のものである旨を説明した。しかし、JMO労組は支給額につき強い不満を示し、われわれは従来より一生懸命労働に臨んできたし、将来においても従来以上に一生懸命労働に励むとして、支給額の上積みを要求するとともに、支給額について再検討しないならばストライキも辞さないとの態度を表明した。そこで、原告はJMO労組に対し、将来において従来以上に一生懸命労働に励むということを考慮に入れて支給額につき再検討する旨を約した。
- 3 原告は分会に対し、昭和四七年十一月一日に暫定回答をしたうえ、同月二四日の第一回団体交渉において、同月二二日にJMO労組にしたのと同じ回答および説明をした。しかし、分会は支給額と査定部分の割合の両方について不満を示した。
- 4 原告は、前認定のとおり、昭和四七年十一月二二日の回答の支給額につき再検討することをJMO労組に約していたことから、同月二八日JMO労組に対し、「生産性向上に協力すること」との前提条件を付したうえ、支給額は基本給の三・七七か月分(主任以下の従業員一人平均金一九五、二〇〇円)とする、その査定部分の割合は同月二二日の回答どおりとする、支給対象者は支給日当日の在籍者とする、との全部で六項目にわたる回答をした。そして、JMO労組がこれを受け入れたので、原告は同月三〇日JMO労組との間に、右前提条件を含む右回答どおりの内容と支給日を同年一二月八日とすることを定めた労働協約を締結した。そこで、原告は右一二月八日JMO労組所属の組合員に対し、右労働協約に基づいて本件一時金を支給するとともに、非組合員たる従業員に対しても、JMO労組と同一内容、同一条件で支給する旨記載した文書と右労働協約の締結にともなって作成された協定書を掲示したうえ、同日右同様本件一時金を支給した。
- 5 原告は昭和四七年一二月一日の第二回団体交渉において分会に対し、「組合は生産性向上に協力することおよび会社玄関ドアガラスの破損弁償金七、五〇〇円の支払いをすること」との前提条件を付したうえ、同年十一月二八日にJMO労組にしたのと同じ六項目にわたる回答をしたが(但し、ドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件は同年一二月一二日撤回した。),「生産性向上についての協力」という前提条件を付した事情については特に説明せず、この前提条件の内容につい

でもその文言以上に出てくるような具体的説明はしなかった。これに対し、分会は、右六項目についてはこれを受け入れる旨を表明したが、「生産性向上についての協力」ということは、人員削減をとまなう合理化、労働強化、実質的な賃下げ、労働組合潰し、労働組合の御用組合化等につながるものであると受け止め、原告の職場においても労働強化が押し進められているなかで職業病患者が発生しているし、いわゆる生産性向上運動にみられる諸問題も発生しているとして、右前提条件についてはこれを受け入れることができないことを明らかにし、右前提条件を右回答から切り離すよう要求した。しかし、原告は、右前提条件が右回答と不可分一体のものであると主張して、譲らず、そのため、右第二回団体交渉は物別れに終わった。

6 原告は、本件一時金について、その後も分会との団体交渉を持ち、その際、「生産性向上についての協力」という前提条件の内容について、これは就労義務のある時間中は原告の業務命令に従って一生懸命働くという趣旨であるとか、業務命令や残業要請に快く応ずる等原告に全面的に協力するという趣旨であるとか説明したりした。しかし、分会は右前提条件を昭和四七年一二月一日の回答から切り離すべきことを主張し、他方原告は右前提条件が右回答と一体のものであるとして、右前提条件の維持を主張し、両者とも互いに譲らないため、本件一時金についていまだ妥結するに至っていない。なお、原告は同月二九日分会に対し、右前提条件が受け入れられないというのであれば、支給額については同年一月二四日に回答した内容により合意する用意がある旨通告した。

三 不当労働行為の成否

労働組合は、憲法や労働組合法によるいわゆる労働三権の保障のもとに、使用者との自主的な交渉等により、その所属組合員の労働条件の維持、改善等を図ろうとするものである。そうすると、本件のように、会社が、その会社内に存在する二つの労働組合からそれぞれ受けた共通の要求に対して同一の回答を呈示し、この回答を受け入れた一方の労働組合とは労働協約を締結し、この回答を拒否した他方の労働組合とは労働協約を締結していないというような場合には、その結果両組合所属組合員の労働条件に差異を生じ、前者の労働組合所属組合員は後者の労働組合所属組合員より事実上有利な取扱いを受け、その反面として後者の労働組合所属組合員は前者の労働組合所属組合員より事実上不利益な取扱いを受けることになる、しかし、このことからただちに会社が後者の労働組合所属組合員を前者の労働組合所属組合員よりも不当に差別するものであるとか、後者の労働組合の運営に支配介入するものであるということとはできない。それは、一般には、後者の労働組合の自らの選択－自主性に由来する当然の帰結とみられるからである。けれども、それが、会社の回答の内容やこれがなされるに至った事情、回答をめぐる会社と両組合との交渉の経過、両組合の力関係等からして、後者の労働組合所属組合員であることの故もしくは組合活動をしたことの故のものであるとか、後者の労働組合の運営への支配介入を企図したものであるとみることができる特段の事情の認められるような場合には、なお不当労働行為を構成する。

そこで、以上の見地に立って本件について検討すると、原告が分会に対する昭和四七年一二月一日の回答に付した「生産性向上についての協力」という前提条件は、

それ自体としては何ら違法なものでも合理性を欠くものでもない。けれども、右前提条件は極めて抽象的ないわば精神的条項であり、右前提条件を付した事情として原告の主張する、従業員が生産性向上に協力するとの約束のもとに一生懸命業務に励めば、本件一時金の支給額について、従業員一人あたり金三、一〇〇円の上積みが会社経理上可能であることについては、前掲乙第三号証の一、三、第四号証にこれに添う記載があるが、右記載はいずれも抽象的に過ぎ、具体的根拠を欠いているから、右主張事実を認めるに足りないし、他にこれを認めるに足りる証拠はない。また、原告が分会に対し右前提条件を付した事情を経理上の数字を挙げる等して具体的に説明したことを認めるに足りる十分な証拠もないし、原告が分会に右前提条件の内容として説明したところは、たかだか就労業務のある時間中は原告の業務命令に従って一生懸命働くという趣旨である等というに過ぎなかった。そうだとすれば、右前提条件の維持を主張して譲らなかった原告の態度にはにわかには首肯し難たいところがあり、この態度をもって右前提条件を固執したものと評価されてもやむを得ないところである。他方、以上述べたところに加えて、一般に労働者側からは、生産性向上の名のもとに労働力の削減、労働強化、組合活動の制限がなされる場合が少なくないを受け止められている現状からすれば、分会が、前認定のとおり、右前提条件を受け入れ難たいとしたことにはそれなりに無理からぬ理由がある。さらに、右前提条件は、原告がJMO労組にした同年十一月二二日の回答につき、JMO労組から前認定のような支給額についての上積み要求を受けた結果付されるに至ったものであり、JMO労組が右前提条件を受け入れるであろうということは原告において当初から明らかなことでもあったものである。そして、これらの事実や前認定の分会とJMO労組の人的育成、原告と分会、JMO労組との団体交渉の経過、殊に原告がJMO労組と労働協約を締結した時期等を総合すれば、右前提条件を付した回答をしたこと自体はともかくとして、原告が右前提条件に固執して、本件一時金について分会と妥結せず、JMO労組所属の組合員や非組合員には本件一時金が支給されているなかで、分会所属の組合員に対してはそれを支給しなかったことは、分会所属の組合員をそのことの故にあるいはその組合活動の故に差別し、同時に、これによって分会所属の組合員を動揺、混乱させ、分会の弱体化を企図したものと推認せざるを得ない。したがって、これは労働組合法第七条第一号および第三号の不当労働行為を構成する。

四 本件一時金の支給を命ずることの適否

- (一) 救済命令は、必要な事実上の措置を命ずることにより、労使間の関係を、当該不当労働行為がなかったのとできる限り同じ状態に回復させることを目的とするものであるが、いかなる場合にどのような内容の救済命令を発するかについては法令に特段の定めはない。したがって、救済命令の内容については、右目的の範囲内において労働委員会の裁量に委ねられているものと解される。

本件においては、原告が、本件一時金につき、昭和四七年一月一日分会に対してした回答に付していた「生産性向上について協力」という前提条件に固執して分会と妥結せず、分会所属の組合員に対し本件一時金を支給しなかったことが不当労働行為なのであるから、原告の分会に対する同年十一月二四日の回答どお

り本件一時金の支給を命ずるのでは、本件不当労働行為の性質、内容からして救済の目的を達し得ない。分会は同年一二月一日の回答に対し右前提条件を除いた六項目については、これを受け入れる旨表明しているのであるから、この回答どおり本件一時金の支給を認めるのが相当であり、支給対象者については、JMO労組所属の組合員および非組合員には同月八日に本件一時金が支給されていることからして、同日の在籍者とするのが相当である。そうすると、本件命令が命ずるところは相当であって、何ら違法なところはない。

- (二) 救済命令の目的は前述のとおりであって、救済命令は私法上の法律関係の存否の判断に基づいて法律上の措置を命ずるものではない。したがって、原告の請求原因第四項(一)の主張は理由がない。
- (三) 本件不当労働行為の性質、内容からすれば、救済命令の内容としては、本件命令が命ずるところが相当であること前述のとおりである。原告の請求原因第四項(二)の主張のとおり命ずるのでは、本件不当労働行為については、その救済の目的を達するには十分でない。したがって、原告のこの主張も採用し難い。
- (四) 本件不当労働行為の性質、内容からすれば、分会とJMO労組との形式的平等取扱いを問題とするのは、本来顛倒の議論である。よって、原告の請求原因第四項(三)の主張は理由がない。

五 結論

以上のとおりであって、本件命令は適法である。そうすると、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条、第九四条後段を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一一部